# 障害者総合支援法による福祉サービス

## 「名古屋市 障害者福祉のしおり」を参照しました

## 1. 障害福祉サービス等体系

障害者種別:身体障害者・知的障害・精神障害(発達障害を含む)・一定の範囲の難病(※1)にかかわらず全国共通の仕組みで行なわれる「自立支援給付」と市町村の工夫により、障害者の方の状況に応じて柔軟に実施でいる「地域生活支援事業」とにわけられます。

「障害福祉サービス」は介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等受ける「訓練等給付」に分けられます。

※図は別紙にて

※40 歳以上 64 歳未満の生活保護受給者の人が障害者福祉サービスを利用することができます。

## 2. 基本的な手続きの流れ

区役所の障害者福祉課または支所区民福祉課が窓口になります。

① 相談・情報収集

居宅サービスや施設などの利用を希望されるときはら福祉課または※1 障害者基幹相談支援センターに相談してください

1

② 利用申請

具体的な利用のサービスが決まったら、障害福祉課にサービス利用の申請を行ってください

1

- ③ 障害支援区分の認定
  - ・心身状態の80項目の認定調査をおこないます
  - ・認定調査と医師の意見書に基づいて審査会での審査・判定を受け、障害支援区分認定がおこなわれます。
  - ※訓練等給付、同行援護、地域相談支援給付のみの支給決定の場合は、認定調査のみ行い、 審査・判定及び障害支援区分の認定はおこないません。

ŧ

- ④ サービス等利用計画案の作成
  - ・障害者福祉サービスを利用する方の意向を踏えて、適切な障害福祉サービスの利用となるよう目標などを定めた計画を作成する。
  - ・サービス等利用計画案の作成は※2 指定特定相談支援事業所に依頼することができるその場合障害者福祉サービス利用のための支援や調整を併せて依頼できます。

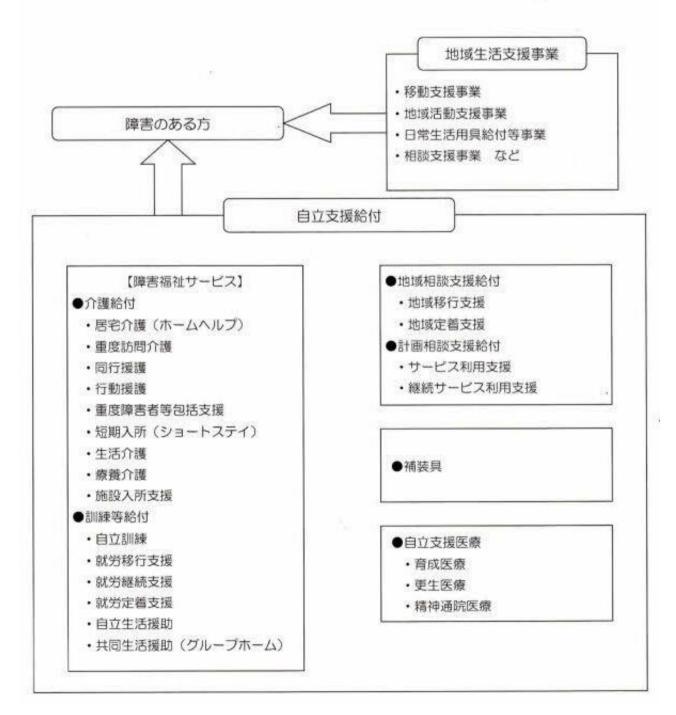
# 障害者総合支援法※による障害福祉サービス

※正式な法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

## 1 障害福祉サービス等の体系

サービスは、障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む。)・一定範囲の難病)に かかわらず全国共通の仕組みで行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、障害のある方の 状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、個々の障害のある方の状態に応じ必要な支援の度合や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」のほか、「地域相談支援給付」「計画相談支援給付」「補装具」「自立支援医療」により構成され、「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に分けられます。



1

⑤ サービス等利用計画案の提出 作成したサービス等利用計画案を障害福祉課に提出します

1

- ⑥ 支給決定(受給者証交付)
  - ・サービスの利用意向、介護を行なう者の状況を聞き取った上、サービス等利用計画や障害支援区分を踏まえて、障害福祉課で障害福祉サービスの内容、支給期間を決定します。
  - ・利用者負担の上限額も決定します。
  - ・支給決定した方には、受給者証交付します。

1

- ⑦ サービス等利用計画の作成
  - ・支給決定内容を踏まえて、指定特定相談支援授業者を中心に、サービスの利用を希望する事業所や施設とその利用方法を調整し、サービス等利用計画を作成します。

ŧ

- ⑧ サービス利用
  - ・サービス等利用計画に基づき、指定事業者、施設に利用申し込み、サービス利用に関わる契約をかわします。

1

- ⑨ モニタリングの実施 定期的に指定特定相談支援事業所により、サービスの利用状況の確認が行われます。
- ※1 障害者基幹相談支援センターとは、市が委託した団体が運営しており、障害者(児)とその 家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関す ることなど、さまざまな相談に応じる身近な相談窓口です。
- ※2 指定特定相談事業所とは障害福祉サービスの利用申請に当たり、サービス等利用計画について相談などの支援を行なうとともにサービス事業者等の関係機関の連絡調整などの支援を行ないます。

#### 3. 障害福祉サービスと介護保険の関係

- ・65 歳以上で介護や支援を必要とする人は介護保険制度による医療や福祉サービスが対象となります。また、40~64歳で医療保険に加入している人で「特定疾病」により介護や支援が必要となった場合も介護保険のサービスの対象者になります。
- ・介護保険制度と障害者福祉サービスの両方が対象になる場合は、原則として介護保険制度が 優先されます。両方が対象となる場合とは介護保険制度になく障害者福祉サービスを必要と するときや介護保険では日常生活が送れない時は障害者福祉サービスを使うことができま す。
- ・「特定疾病」で 40~64 歳の人で生活保護を受けている人は障害者福祉サービスが優先になります。

※特定疾病(加齢と関係がある16疾病)

①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基 底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨ 脊柱管狭窄症

⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関 節に著しい変形を伴う変形性関節症

# 具体例の紹介

#### ヘルパーの利用例

① 相談

入院中にソーシャルワーカーに相談し、具体的なサービスを決める 話し合いの結果、家事援助を選択した。併せて※1申請用紙をもらう ※障害福祉課の指定難病担当窓口でも貰うことができます。

1

② 利用申請

障害者福祉課の難病担当者にサービスの利用申請

1

③ 認定調査

障害者基幹相談支援センターの認定員が来られ80項目の質問を受け答えをする 医師の意見書に基づいて審査会で区分認定をうける(2ヶ月かかる)

1

④ 相談支援事業所を探す

知っているところに依頼

※相談支援事業所は障害者基幹相談支援センターで教えてもらえます。 同時にヘルパーステーションを探す

ŧ

⑤ 障害区分認定が確定

1

⑥ サービス等利用計画案の作成・提出 相談支援事業所の担当者が本人に変わって行ってくれます。 また、その他の相談にものってくれます。

1

⑦ 支給決定

サービス等利用計画案や障害者区分認定を踏まえ障害福祉サービスの内容、利用時間数が決定されます。

1

⑧ 受給者証の交付 障害福祉課から郵送で送られてきます。

1

⑨ サービス等利用計画の作成・提出 相談支援事業所の担当者が本人にかわり行ってくれます。

1

事業所との契約ヘルパーステーションとの契約をしました。

1

⑪ サービス開始ヘルパーが事業所から来て家事援助をしてくれます。

# 補装具の利用例

障害福祉サービスでは、基本買い取りで、補装具や生活用具は助成金制度があり、上限額は決められています。購入する物によって上限額は違うので障害福祉課に確認した方がいいです。

① リハビリの先生と冊子にて歩行器を選んでおく

1

② ソーシャルワーカーと指定事業者「やがみ」にいき購入出来るまでのレンタルの申し込みをする。

※1 週間は無料でその後は料金が発生する

1

③ ソーシャルワーカーが区役所の障害福祉課に指定難病でも補装具の助成が使えるか確認をしてくれました。指定難病担当から補装具の助成金できると確認がとれました。

1

④ 医師の意見書、見積もり、カタログのコピーを障害者福祉課にもっていき、補装具の申請書を提出します。

1

⑤ 支給決定を待つ(1ヶ月くらい)

₱

⑥ 給付券が発行される

1

⑦ 取扱い業者に連絡を入れ発注します。 (行政の指定業者でないと助成金が受けられません)

•

⑧ 歩行器を購入する。この時に給付券は業者に渡します。

※助成金の上限を超えた分は自己負担となります。